

広島県立歴史民俗資料館を、平成三十年五月一日及び同年八月十三日に、臨時に開館する。  
広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）を、平成三十年五月一日に、臨時に開館する。

広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館に限る。）を、平成三十年四月三日及び同月四日、同年七月十八日から同月二十日までの間、同年九月四日及び同月五日、同年十月十六日及び同月十七日、同年十二月四日から同月七日までの間、同月十八日から二十二日までの間、平成三十一年一月二十九日及び同月三十日並びに同年三月十二日から同月十四日までの間、臨時に休館する。

平成三十年四月二日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵